



経営状況分析センター西日本(株)は、皆様のお役に立てますよう「信託・スピード・誠実」をモットーに迅速かつ正確な分析業務を心がけております。今後共、当分析センターをご利用の程お願い申し上げます。

## 令和5年経営事項審査の改正について

令和5年1月に改正施行

令和5年1月より建設業法及び施行規則が改正され、経営事項審査の様式が一部変更となっております。  
①現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」に新設した「ワーク・ライフバランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することされました。

ワークライフバランスに関する取組の状況

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

上記の認定を取得しているもので最も高い配点のものを評価(最大5点)

②また、「建設機械の保有状況(W7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加点対象を拡大・追加することされました。

建設機械の保有状況

安全衛生法施行令	ショベル系掘削金	特定自主検査
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	
	モーターグレーダー	
	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査
ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5t以上)	自動車検査

追加されるもの

道路運送車両法	ダンプ(土砂運搬可能な全て)	自動車検査
安全衛生法施行令	締固め用機械	特定自主検査
	解体用機械	
	高所作業者(作業床の高さ2m以上)	

環境省が定めるエコアクション21の認証取得状況も追加されISOとともに評価対象となります。

経営状況分析センター西日本株式会社 [kjbc.co.jp](http://kjbc.co.jp)

Facebookもチェック <https://www.facebook.com/kjbc.co.jp/>